

第 3 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 6 月 1 日（火）

せたな町農業委員会

第 3 6 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 1 日（火） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 1 8 分

2. 開催場所 セタナ町役場 第 3 会議室

3. 出席委員（14 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（ 1 人）

2 番 横 道 重 人

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 5	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 6	議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
第 7	議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について
第 8	議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 9	議案第 7 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 36 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦労様でございました。 まだまだ大変忙しい時期でございます。 水稻に関しましては最後の追い込みかなと思ってございます。 また、畑作関係におきましては短い周期で雨が降り、少し遅れが出ているのかなと思ってございます。 畜産関係も牧草を最近いくらか刈り出した人もいるというのを聞いてございます。 また何日か後には雨ということで、なかなかヤキモキするところがあるのかなと思ってございます。 そういったなかで、皆様方には慎重に農作業をしていただきたいなと思ってございます。
会長	本日は議案第 7 号まででございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
事務局長	ありがとうございました。 本日、横道委員より欠席の届け出がございました。 只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、3 番森委員、4 番水野委員を指名いたします。この指名は、第 36 回総会開会中といたします。
	【日程第 2 会期の決定について】
議長	「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]の計 5 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、農地所有適格法人により再契約するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]の計 6 筆、面積が [] m²、こちらの解約理由につきましても、農地所有適格法人により、再契約するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 14 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]の計 4 筆、面積が [] m²、こちらの解約理由につきましても、農地所有適格法人により、再契約するためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 15 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、面積が [] m²、こちらの解約理由につきましても、農地所有適格法人により、再契約するためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、農地所有適格法人により、再契約するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いしたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 17 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]の計 4 筆、面積が[] m²、こちらの解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 10 番。譲渡人が[]、[]さん。譲受人が[]、[]さん。所在につきましては、[]、[]の計 3 筆、地目は畑、契約内容は売買、面積が[] m²、単価が[] 円、売買価格が[] 円、理由につきましては、農地を売買したためでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 11 番。譲渡人が []、[] さん。
譲受人が []、[] さん。所在につきましては、[]
[]、[]、[] の計 3 筆、地目は牧場と畑、契約内容は売買、面積が
[] m²、単価が [] 円、売買価格が [] 円、理由につきましては
は、農地を売買したいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

議長

はい。[] 委員。

5 番

番号 10 番の売買単価は [] 円で、11 番の売買単価は [] 円なんで
すが、この差はどのような差でしょうか。

議長

はい、小池係長。

事務局

少々お待ちください。

議長

はい、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 43 分 休憩)

(午後 1 時 52 分 再開)

議長

それでは休憩を解き会議を再開いたします。
先ほどの [] 委員の質問に対して事務局より答弁願います。

事務局長

はい。先ほどの [] さんと [] さんの売買単価、[] 円と [] 円で、
[] 円の差があるということでしたが、[]
[] の [] に間に入っていて、それぞれの所有者さんとやり
取りしていただいていた案件だったんですが、[] さんに関してはこの後に
集積も出てきますが、全体の希望金額というのを最初に示されて、それを各
土地の筆ごとに割返した時に [] 円になりました。

事務局長

片や [] さんの方は、いくらでも良いから整理したいので買って欲しいと
いうことで考えた結果、この [] 円の金額に落ち着いたということで、
特に片方の土地が良くて、片方の土地が悪いという理由では無く、それぞれ
のお家の事情で所有者さんの希望価格と照らし合わせて協議していった結
果、この価格に収まりましたというような内容でございました。

議長 はい、他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 11 ページをご覧ください。
番号 37 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局 12 ページをご覧ください。
番号 38 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、畑が 6 筆 [REDACTED] m² の計 40 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸

価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 39 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 40 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 7 筆、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 41 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 7 筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 42 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 7 筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 43 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が■■■■

m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 44 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが7ヶ所■■■■m²、畑が4ヶ所■■■■m²の計9筆、面積が合わせまして■■■■m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 45 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が■■■■m²、利用目的は採草畑、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 46 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計3筆、面積が■■■■m²、利用目的は採草畑、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 47 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん、利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が■■■■m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2021年6月1日、対価の支払期限が2021年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 48 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん、利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■

事務局

■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2021年6月1日、対価の支払期限が2021年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円と■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。■■■■円の単価につきましては■■■■、残りの筆が■■■■円の単価でございます。

事務局

23ページをご覧ください。

番号49番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん、利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計4筆、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2021年6月1日、対価の支払期限が2021年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

24ページをご覧ください。

番号50番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん、利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計3筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

25ページをご覧ください。

番号51番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021年6月1日から2024年5月31日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について。
農地法第 4 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 26 ページをご覧ください。
番号 1 番。申請者は[]、[]さんでございます。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、
[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の計 9 筆、面積の合計が [] m²でございます。転用の目的につきましては植林、[]
[]するものでございます。
転用事由の詳細につきましては、毎年 10 センチ程度地盤沈下のため、客土をしており、水利も悪いことから収支が合わず農地として維持することが困難であるためでございます。

事務局 こちらにつきましては 4 月 27 日の第 35 回総会で内容の審査をしていただきまして北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。

事務局 5 月 20 日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしますと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 32 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が[] m²の内 [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[] m²、保安区域が[] m²、採取数量が[] m³、転用期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日、位置図・配置図につきましては、別紙図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、別添の調査書のとおり農用地区域内農地でございます。転用は原則不許可でございますが、例外理由に農地に復元されるものに限り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものであることから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案 8 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 6 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 38 ページをご覧ください。

番号 5 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして[]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

こちらにつきましては、2021 年 5 月 18 日に、[]代理、[]委員、[]委員と現地に出向き、目視で確認し農地以外であることを確認しております。場所につきましては、39 ページ、41 ページの図 5、図 7 でございます。

事務局

番号 6 番。所在につきましては[]、公簿地目は牧場、現況は農地採草放牧地以外、面積が[]㎡、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

こちらにつきましても、2021 年 5 月 18 日に、[]代理、[]委員、[]委員と現地に出向き、目視で確認し農地以外であることを確認しております。場所につきましては、40 ページ、41 ページの図 6、図 7 でございます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第36回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。

大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 29 日

会議録署名委員

3 番

森 正陽

4 番

水野 幸雄

議長

原 田 喜博